

帰還困難区域（大熊町）に自宅を有する申立人の高額家財等に係る財物賠償について、申立人の陳述等を基に価格評価を行い、東京電力の直接請求手続において支払があった動産の一部（ピアノ、ひな人形等）に対して追加賠償がされ、また、同手続においては支払がなかった動産の一部（テレビ一式、薪ストーブ等）に対しても、同様に賠償がされた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金3,392,500円（別紙1の「和解金額」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、金1,143,000円（別紙1の「既払金」欄記載の金額）を支払済みであることを相互に確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- 3 仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年8月14日

（仲介委員 今泉 秀和）

平成〇〇年(東)第〇号

申立人 X

損害項目	品目	既払金	金額	
財物損害	ピアノ	写真番号〇、〇	138,000	350,000
	テレビ一式	写真番号〇、〇、〇	0	52,000
	タンス	写真番号〇、〇、〇	110,000	200,000
	オーダーキッチン	写真番号〇～〇	330,000	435,000
	薪ストーブ	写真番号〇、〇	0	67,500
	ストーブ煙突一式	写真番号〇～〇	135,000	165,000
	船舶用レーダー	写真番号〇、〇、〇	0	92,000
	船舶用 GPS	写真番号〇、〇	0	144,000
	魚群探知機	写真番号〇、〇	0	110,000
	レーダーアーチ	写真番号〇、〇、〇、〇	0	80,000
	油圧ステアリング、ス ロットルリモコンボック ス、油圧パイプ、油圧 タンク一式	写真番号〇、〇	0	70,000
	アウトリガー、延長ア ーム	写真番号〇	0	64,000
	雛人形	写真番号〇、〇、〇、〇	130,000	300,000
	日本刀①	写真番号〇	50,000	300,000
	日本刀②	写真番号〇	150,000	300,000
日本刀③	写真番号〇、〇、〇	50,000	300,000	
槍	写真番号〇、〇、〇	50,000	300,000	
小型船舶陸揚げ費用		0	63,000	
和解金額(X)			3,392,500	
既払金(Y)			1,143,000	
支払金額(X-Y)			2,249,500	